

令和 8 年度磐田市地域包括支援センターの事業計画

- 1 磐田市地域包括支援センター事業運営方針
- 2 業務詳細計画
- 3 収支予算書

令和 8 年度

磐田市地域包括支援センター事業運営方針

磐田市健康福祉部福祉政策課

【基本的事項】

1 背景

団塊の世代が令和7年度に後期高齢者となり、令和22年に向けて総人口・生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い80歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。また、要介護（要支援）認定者数も増加傾向にあり、介護度別では、令和5年から令和17年まで要支援1・2・要介護1と軽度の区分で伸び率が大きくなると見込まれています。高齢者のみで暮らす世帯も増加傾向にあり総世帯に占める割合はこの15年で2倍となっています。

さらに、8050問題やヤングケアラー、障がいのある子と高齢の親への支援など複合的課題を抱える世帯の増加や、身寄りのない高齢者への支援など、従来の制度の枠組み内では対応が困難な事例も増えています。これらの課題に対し、高齢者分野だけでなく障がい、子ども、生活困窮者などの複数の分野にまたがる包括的な対応が求められています。

そのような状況の中で、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では「やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域住民が支え合い、高齢者、障がいのある人など、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築や、複合的課題に対する重層的支援体制の整備を進めるとともに、市民自らが運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりに取り組む環境の整備など、しあわせな最期（健康長寿）を迎えられることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2 方針策定の趣旨

この方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における基本理念・基本目標の実現に向けてセンターの担う役割を明確にするとともに、円滑で効率的な事業の実施に資することを目的とします。

3 市の役割

市は、実施主体としてセンター運営について体制整備及び機能強化に努め、適切に関与するため、主に以下の役割を担うこととします。

- ・センターの運営方針の明確化と継続的な評価・点検に関すること
- ・センターの運営体制の確保に関すること
- ・地域ケア会議の運営・総合調整に関すること
- ・生活支援体制整備事業の推進に関すること
- ・在宅医療・介護連携の推進に関すること
- ・介護予防の推進に関すること
- ・認知症施策の推進に関すること
- ・虐待や困難事例等に対する支援、関係機関との連携支援に関すること

4 介護保険運営協議会の役割

介護保険運営協議会は、センター運営について公正・中立に実施できる者への業務委託や担当地区の設定、センターの事業実施方針等について審議します。市は、介護保険運営協議会に対し、センターの運営状況等を報告し評価・助言を求めます。

【事業実施方針】

I 基本方針

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、地域包括ケアを推進するため、Ⅱ・Ⅲに掲げる事業を一体的に実施し、医療・介護・福祉等の関係機関や多様な社会資源の連携拠点として中核的な役割を担います。

センターに配置する専門職は、各々の知識を活かしながらチームで活動し、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行います。

Ⅱ 包括的支援事業

1 センターの運営

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

① 総合相談窓口としての機能

ア 地域住民の身近な相談先として、高齢者一人ひとりの相談に対し、丁寧かつ迅速な対応を心掛けます。

イ ワンストップ相談窓口として、相談者に必要な情報を収集及び提供し、適切な機関又はサービスへつなぎます。また、相談内容に応じて継続的な支援を行います。

ウ 継続支援が必要な相談には、十分なアセスメントを行い、支援計画を作成します。

② 実態把握のための活動

ア 個別的支援が必要な対象者を訪問し、心身の状況や生活環境等について実態を把握し、個別課題（ニーズ）への早期支援を行います。

イ 個別課題と地域との関係性を明らかにし、一体的に支援する視点を持って地域アセスメントを行います。

③ 地域包括支援ネットワークの構築

ア 関係機関、民生委員、地域住民等と、個別課題や地域課題の解決に向け連携して取り組むネットワークを構築します。

イ 相談内容について、正確な状況把握や緊急性の判断を行い、関係機関と連携を図ります。

ウ 家族支援の視点を持ち、事前対応を含め関係機関との連携を図ります。

(2) 権利擁護業務

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

① 成年後見制度の活用

ア 制度の普及と利用促進に努めます。

イ 関係機関と連携を図り制度利用の支援を行います。

ウ 「磐田市成年後見支援センター（中核機関）」と連携を図り、相互に協力し合い権利擁護の充実を図ります。

② 高齢者虐待の防止及び対応・困難事例等への対応

ア 磐田市高齢者虐待対応実務者マニュアルに基づき、迅速な状況把握、市との連携により適切な対応を行います。

イ 必要な情報収集と適切なアセスメントの上、緊急性の判断や関係機関との連携を図り、ケース会議等で対応を協議し問題解決を図ります。

ウ 高齢者虐待の防止のための啓発活動及び関係機関との地域包括支援ネットワークの構築により、未然に防ぐことに努めます。

③ 消費者被害の防止

ア 必要な情報を収集し、地域の高齢者への情報提供・予防活動を市民相談センター・民生委員児童委員等と協力して被害防止に努めます。

イ 消費者被害の被害者に対しては、事実確認後、関係機関と連携して救済支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種相互の協働等により個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援、介護予防サービス計画等の検証等を行います。

① 関係機関との連携体制構築

ア 医療・介護・福祉のサービス機関を把握し、連携体制を深化させます。

イ 交流センターや生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を構築し、地域資源（インフォーマルサービス等）の把握に努めます。

② 介護支援専門員に対する支援

ア 介護支援専門員と相互協力できるネットワークの構築を図ります。

イ 多職種連携会議の活用と地域ケア会議の効果的な実施により、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行います。

③ 支援困難事例等への指導・助言

ア 支援困難事例に対し、助言や同行訪問などの支援を行い、介護支援専門員自身が主体的に問題解決能力を高めるための指導・助言を行います。

イ 必要に応じて地域ケア会議を活用できるようサポートします。

④ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

ア 介護支援専門員の資質向上、支援困難事例への指導助言において、連携、協働を図ります。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

① 要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援を行います。

ア 地域リハビリテーション活動支援事業を有効に活用し、自立に向けた支援を行います。

イ 短期集中予防事業（サービス・活動C）について、関係者と連携して効果的な運用を図ります。

ウ 多職種連携会議の実施に協力するとともに、自立支援について関係者間での共通理解を通して、全ての利用者が本人らしい暮らしを送れるよう支援します。

エ 自立支援の理念を踏まえた市民への周知啓発に努めます。

2 社会保障の充実分

(1) 在宅医療と介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源や課題を把握します。

② 地域の医療・介護の関係機関との連携ネットワークを構築します。

③ 地域住民に対して在宅医療と介護についての知識や理解を深めるための普及啓発を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業の推進

① 個別や地域のニーズを生活支援コーディネーターの共有し地域課題の解決を図ります。

② 生活支援体制整備事業（第2層）協議体と小地域ケア会議との連携を図ります。

③ 新たな地域資源創出（通いの場・居場所・生活支援等）に向けて、キーパーソン等地域資源の把握に取り組みます。

④ 個別の支援を通して本人らしい暮らしのため多様な社会参加の方法を検討・推進します。

(3) 認知症総合支援事業の推進

① 地域住民に対して認知症の理解や共生についての普及啓発を図ります。

② 認知症地域支援推進員の活動に取り組みます。

(4) 地域ケア会議の実施

① 「磐田市地域ケア会議設置の基本的考え」及び「磐田市地域ケア会議運営マニュアル」により、地域の実情に合わせて実施します。

② 個別ケースの検討及び支援を進めるため、個別地域ケア会議を開催します。

③ 個別地域ケア会議の積み重ねを通じて、日常生活圏域レベルでの地域課題について整理・解決策の検討を行うため、小地域ケア会議を開催します。

Ⅲ 介護予防・日常生活支援総合事業

1 指定介護予防支援事業

- (1) 要支援 1・2 の認定者に対して、現在の状態の維持・改善が図れるように利用者や家族と共に目標を定め、自立支援に向けた介護予防プランを作成します。また、利用者のアセスメントを十分に行い、適切なケアマネジメントのもと生活機能向上の実現を目標に掲げ、本人がセルフマネジメントの実践ができるよう多職種と連携し支援を行います。
- (2) 包括的支援事業との業務を考慮し、居宅介護支援事業所への再委託を検討し適正なプラン数を担当します。
- (3) 再委託しているプランについて、3 職種が関わり責任を持って担当介護支援専門員に対し指導や支援を行います。また、同一法人の実施するサービス利用については、抱え込みとならないよう公正・中立性に留意します。

2 一般介護予防事業

- (1) 将来的な介護需要の高まりを見据え、フレイル・介護予防に重点的に取り組みます。
- (2) 市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取組の啓発及び支援を行います。
- (3) 健康増進課地区担当保健師や第 2 層生活支援コーディネーター、交流センター、地域づくり協議会をはじめとした地域活動団体等との連携を図り、地域における介護予防活動の浸透を目指します。

IV 運営体制

1 運営の基本的視点

センターは、以下の 3 つの視点を持って運営にあたります。

(1) 公益性

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 地域性

地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

(3) 協働性

各専門職が「縦割り」で業務を行うことなく、業務の理念・基本的な骨格を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチでの事業運営を行います。

2 職員の配置

保健師（地域ケア・地域保健等に経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を適正に配置します。

3 地域住民への周知

地域住民がセンターの場所や業務内容について理解できるよう周知を行います。

4 個人情報の保護

個人情報は、関係法令を遵守して適正に管理します。訪問者との相談の際は、施設構造に応じてプライバシーへの配慮を適切に行います。

5 苦情対応

対応マニュアル等を整備し、誠意をもって対応するとともに記録を残します。
また、担当者や責任者を定め、利用者から見やすいところに掲示します。

6 人材育成

職員の資質向上を図るため、内外の研修に積極的に参加すると共に、参加しなかった職員に対しても研修で得た知識や情報の共有を図ります。

7 センターのマネジメント

センター長は、センターのマネジメントを行うと共に、職員全員が目標や年間計画を共有できる体制を整えます。また、PDCAサイクルに基づき継続性のある事業計画を策定します。年に1回以上、センター運営に関する事業評価を行い、事業の質の向上に努めます。

また、災害や感染症等によりセンターの運営が滞らないよう、あらかじめ策定された業務継続計画に基づき、市と連携して事業の継続に取り組みます。

8 市との連携

センターは、センター長会議等の機会を通じて、市と連携して包括的支援事業の運営に努めます。

また、専門職種等の職員で構成する会議等への参加を通して情報交換を進め、課題を共有し、解決に向けて主体的に取り組みます。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【 明るい未来を話せる場所 ～早めの一步が安心につながる～ 】

<総合相談支援業務>

項目	内容
・総合相談 ・実態把握 ・地域包括支援ネットワーク	・総合相談は、どのような内容でも断らず傾聴する事を基本とする。他機関へつなげるケースは速やかに情報共有する。向陽地区と西貝地区へ、月 1 回の出張相談を継続して行う。 ・実態把握は、世帯数の多い見付地区の高齢者を抽出し、生活状況等の情報を積み上げていく。また、健康増進課と連携し未受診者世帯へ訪問を行い、必要時に個別支援へつなげていく。出前講座では、サロン等で簡易フレイルチェックを行い、参加者の状態を把握していく。 ・地域包括支援ネットワークは、重層的支援を速やかに行うため、つなぐシートの活用等、行政や他機関との連携に努める。民生委員や地区社会福祉協議会等、地域の方々と協力して、高齢者がその人らしい暮らしを続けられるよう地域づくりにも関わっていく。

<権利擁護業務>

項目	内容
・成年後見制度の活用 ・虐待防止及び困難事例等への対応 ・消費者被害の防止	・成年後見支援センター等と連携し、制度を円滑に活用できるよう相談対応を行う。法律相談についても、専門家と連携して対応する。独居や高齢者世帯、認知症や精神障がいを抱えている方の支援の方法の一つとして、制度活用を提案していく。また、制度の理解促進のための普及啓発にも取り組む。 ・虐待が疑われるケースは慎重に事実確認し、迅速に初動会議（コアメンバー会議）を開催する。高齢者支援課と情報共有し、解決に向け関係機関と連携対応する。虐待の早期発見、通報につなげるため、民生委員や介護支援専門員、介護サービス事業所等へ対応方法を周知する。困難事例は個別地域ケア会議等を活用しチーム支援で対応する。生活困窮者の支援についてはくらしと仕事相談センター等と協力していく。 ・消費者被害の防止のため、地域サロンや民生委員の会合等で被害防止の情報提供、注意喚起を行う。介護サービス事業所や介護支援専門員、民生委員等と連携して高齢者世帯の見守りを行う。相談を受けた際は、速やかに事実確認を行い対応するとともに、消費生活センターや警察等、関係機関へつなげる。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
・医療関係者との連携体制構築 ・介護支援専門員に対する支援 ・支援困難事例等への助言指導 ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との	・医療関係者との連携体制構築として、地域包括ケア構築の為、地域の開業医や薬局、福祉関係者等と連携を図り、ネットワークづくりを進める。医療関係者主催の研修参加や、包括が主催する研修の講師を依頼する等、情報収集や発信をしていく。 ・介護支援専門員に対する支援として、エリアの居宅介護支援事業所を対象としたネットワーク会議を開催、介護支援専門員の資質向上、他職種との連携が円滑に出来る様、指導や助言を行う。利用者からの苦情対応については、居宅介護支援事業所の管理者と共に介護支援専門員の苦情対応を行う。

別添様式 9

連携	・支援困難事例等への助言指導として、個別地域ケア会議を開催、関係者間にて情報共有や検討を重ね、ひとつのチームとして関わられるように包括が伴走支援を行う。身寄りのない高齢者については、随時、状況に合わせた支援を行う。 ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携して、ネットワーク会議やオレンジカフェ等の参加を通して、地域に向けた活動を発信していく。
----	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

項目	内容
・要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	・利用者の自立に向けた取り組みを進めるうえで、フレイル状態の方に対して早期の介入を行い、地域リハビリテーション活動支援事業を活用しながら、生活機能の向上を実現していく。介護保険サービス利用ありきではなく、地域活動への参加を意識し、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、社会資源につなげ、自立に向け取り組んでいく。介護予防自立支援の理念について、介護支援専門員や地域の方々と講座や研修等を通して共に学んでいく。

<在宅医療・介護連携推進事業>

項目	内容
・住民への周知啓発 ・医療・介護の関係機関との連携	・医療と介護の連携の重要性について、住民向けの講演会の実施、定期的なチラシの配布等で広く周知啓発活動をしていく。 独居や高齢者世帯が増える中、ACPについてはご本人たちが取り組みやすく、わかりやすい方法で伝えていく。 ・エリア内の医療機関や薬局を訪問し、包括のチラシの配布や情報交換をし、日常的に連携を密にすることで高齢者を支えていきたい。

<認知症総合支援事業>

項目	内容
・住民への普及啓発 ・認知症地域支援員を中心とした支援活動	・認知症サポーター養成講座を、幅広い年齢層に対して実施していく。新しい認知症観や当事者の思いも伝えられる内容を企画していく。地区社会福祉協議会と共同で認知症フォーラムを開催し、自分事として関心を持ってもらい、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる地域づくりを支えていく。誰もが利用できる図書館との共同開催は、参加者の敷居が低く好評だったため、今年度も継続して企画をしていく。 ・認知症地域支援員を中心とした支援活動では、オレンジカフェを開催し、当事者や家族に寄り添えるような内容を企画していく。認知症当事者の活動の場を広げるために、当事者一人ひとりの思いを聴く機会を作り、エリア内の介護支援専門員や他機関等と、どのような方法がとれるか検討していく。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【地域のつながりを活かし、複雑化する課題に対応できる体制整備】

<総合相談支援業務>

項目	内容
・総合相談 ・実態把握 ・地域包括支援ネットワーク	・総合相談窓口である事を広報誌を活用して周知すると共に、幅広い方や遠方親族にも周知できるように SNS を活用した広報の実施を行う。 ・東部地区へ月に 1 度の出張相談を実施。交流センターと協同し、地域の特徴を踏まえた抱き合わせの講座も企画していく。 ・複合的課題のある相談への対応をするため、他機関との連携や個々の職員のスキルアップを行い、チーム対応力の向上を目指す。 ・実態把握では住民が抱えている問題の把握に努め、必要時相談にのれるようにする。 ・関係機関、民生委員、地域住民等とネットワーク構築のための研修会の開催や各種会議、打合せへ参加する。

<権利擁護業務>

項目	内容
・成年後見制度の活用 ・虐待防止及び困難事例等への対応 ・消費者被害の防止	・成年後見支援センターと連携し、制度の普及啓発や利用促進、市長申立てや権利擁護検討会に取り組み権利擁護の充実を図る。 ・高齢者虐待の通報を受けた場合は、実務者マニュアルの基づき速やかな事実確認と初動会議を行い、その後の支援では、多職種や関係機関と連携し早期解決を目指す。 ・虐待防止の啓発を市内地域包括の社会福祉士と協同し実施する。 ・支援困難ケースへの対応は、三職種でのチームアプローチや関係機関との協働、地域の社会資源の活用を行い、早期対応・早期解決を目指す。 ・消費生活センター、磐田警察署防犯課と平常時から連携し、最新の情報共有を行い、啓発や被害防止に努める。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
・医療関係者との連携体制構築 ・介護支援専門員に対する支援 ・支援困難事例等への助言指導 ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	・関係機関との情報交換会や事例検討会を企画開催し、相互理解を深め、連携体制の強化を図る。 ・医療機関へ包括支援センター事業を周知してもらうための訪問を行う。 ・シズケアかけはしなどの ICT を活用し効率的な情報共有ができるようにする。 ・地域の主任介護支援専門員や生活支援コーディネーターと連携し、社会資源の情報を整理共有する。ICT を活用して情報を共有し、随時更新も行っていく。 ・介護支援専門員からの相談を集約・課題分析し、地域の主任介護支援専門員と連携し、研修会等を開催するなどして、介護支援専門員の質の向上に努める。 ・介護支援専門員が抱える困難に対し、丁寧に聞き取りを行い、必要な助言を行うとともに、関係機関との連携を図るためのコーディネートや、地域ケア会議の企画運営などを行う。

別添様式 9

<介護予防ケアマネジメント業務>

項目	内容
・要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	・適切なケアマネジメント手法を用い、利用者の心身の状況に応じたプランを作成し、PDCA サイクルにそって支援する。 ・地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、リハビリテーション専門職との連携により、本人の自立に向けた支援を行う。 ・利用者の自立を目的に、効果的に短期予防集中事業を活用できるよう、関係者と連携していく。 ・地域リハビリテーション活動支援事業で利用者の自立に向けた効果的な支援が実施できるように多職種連携会議において実績の情報共有を行っていく。 ・介護予防については、地域の各種団体やグループへの出前講座を継続し、介護予防やフレイル予防の意識啓発に努める。

<在宅医療・介護連携推進事業>

項目	内容
・住民への周知啓発 ・医療・介護の関係機関との連携	ACP についての啓発を、多職種連携して実施する。 1. 令和 7 年の小地域ケア会議（身寄りのない人の支援を考える）から、啓発ツール作成ワーキンググループ活動につなげていく。 2. ワーキンググループで作成する啓発ツールを活用し、多職種連携して啓発事業を展開する。

<認知症総合事支援業>

項目	内容
・住民への普及啓発 ・認知症地域支援員を中心とした支援活動	新しい認知症観に基づき、『認知症とともに生きること、認知症になっても安心して暮らせる社会について考えること』をテーマに啓発事業を実施する。 1. 映画『オレンジ・ランプ』のサブスク上映を全エリアで展開し、多世代に認知症について考えるきっかけを作る。さらに、鑑賞した方が認知症理解を深められるよう、映画に関連した講演会を実施する。 2. 認知症サポーター養成講座の実施を呼びかけ、『正しく知ること』に繋げる。 3. チームオレンジあいの活動をサポートし、地域への啓発を後押しする。 4. オレンジカフェ、介護者の集い等の開催により、知識の啓発とともに、本人や家族の声を聞く。 5. 9 月認知症月間には、専門職有志と連携し、啓発展示や音楽会を実施する。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【本人の思いや選択を基盤とした支援】

<総合相談支援業務>

項目	内容
・総合相談 ・実態把握 ・地域包括支援ネットワーク	【総合相談】南部障がい者相談支援センターと連携し、一事業所として支援の方向性を明確にするとともに、地域におけるワンストップ窓口としての役割を継続していきます。また、重層的支援体制事業の開始に伴い、あらゆる相談を一旦受け止め、必要に応じて関係機関へつなぐ体制を強化します。 これにより、制度のはざまにある方の相談を取りこぼすことなく、誰もが必要な支援につながる地域づくりを目指します。 【実態把握】令和 7 年度の実態把握の結果、対象者には運動器機能および口腔機能のフレイルが多いことが明らかとなりました。この結果を踏まえ、地域のサロン等においてフレイル予防をテーマとした出前講座を開催し、住民の健康維持および機能低下の予防・改善に向けた取り組みを推進します。 【地域包括支援ネットワーク】民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会等の会議へ参加し、地域の現状や課題の把握に努めます。また、社会福祉協議会の地区担当者と連携し、地域課題に関する意見交換の場となる懇談会や小地域ケア会議を開催します。さらに、医療機関との連携を強化し、課題の早期発見および緊急時にも相談できる関係づくりを進めていきます。

<権利擁護業務>

項目	内容
・成年後見制度の活用 ・虐待防止及び困難事例等への対応 ・消費者被害の防止	【成年後見制度の利用】身寄りのない方の増加に伴い、成年後見支援センターと連携して支援にあたる機会が増加しており、連携体制も着実に進んできています。今後も同様のケースの増加が見込まれることから、民生委員・児童委員協議会において成年後見制度の周知を行うとともに、「市民後見人」への関心を高める働きかけを進めていきます。これにより、地域全体で支える体制の充実を図ります。 【虐待防止及び困難事例等への対応】家族間の関係悪化が高齢者虐待につながるケースが見られます。特に、高齢に伴う認知機能の低下や身体的支援の必要性が高まる中で、家族が対応しきれず虐待へと発展し、介護保険サービス等にもつながりにくい状況が生じています。 そのため、家族関係に課題があるケースについては、早期発見・早期介入を意識し、関係機関と連携しながら適切な支援につなげていきます。 【消費者被害の防止】磐田市消費生活センターおよび磐田警察署と情報共有・連携を図り、その内容を踏まえて民生委員・児童委員協議会や高齢者サロン等において出前講座を実施します。これにより、高齢者の消費者被害の未然防止に向けた啓発活動を推進していきます。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
・医療関係者との連携体制構築 ・介護支援専門員に対する支援 ・支援困難事例等への助言指導	【医療関係者との連携体制構築】南部地区には在宅医療を専門とする医療機関や複数の訪問看護事業所があり、在宅医療を支える環境が整っています。今後は、これらの在宅医療機関と連携し、事例検討会等を開催することで相互理解を

別添様式 9

・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	深め、連携体制の強化を図ります。これにより、医療的ケアが必要な状態になっても、住み慣れた地域で在宅生活を継続できる支援体制の構築を目指します。 【介護支援専門員に対する支援】介護支援専門員から相談があった際には、本人の意向に沿った支援が行われているかを確認するとともに、必要に応じて助言を行います。また、ケアメン講座や認知症家族交流会等の活用を促し、家族支援の視点を広げられるよう周知を行います。 【支援困難事例等への助言指導】支援が困難な事例については、個別地域ケア会議を開催し、関係機関との役割分担を明確にしながら支援体制を構築します。これにより継続的かつ効果的な支援が提供できる体制づくりを推進していきます。 【主任介護支援専門員との連携】南部地区の主任介護支援専門員と協働し、事例検討会や研修会を開催することで、支援スキルの向上および支援ネットワークの構築を図ります。今年度は「地域リハビリテーション活動支援事業の周知」「災害 BCP 訓練」「医療との連携に関する事例検討会」を主なテーマとして実施します。また、竜洋・福田・南部地区における高齢・障がい連携会を継続して開催し、相互理解の促進と関係性の強化を図ります。
--------------------------	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

項目	内容
・要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	【フレイル予防と地域リハビリテーションの推進】フレイルの段階からリハビリテーション専門職が介入し、「地域リハビリテーション活動支援事業」を積極的に活用していきます。また、居宅介護支援事業所への周知を進めることで、対象者の把握と利用促進につなげます。さらに、本人が望む暮らしの実現に向けて、セルフマネジメント力の向上を支援するとともに、地域のサロンやいきいき百歳体操への参加を促進します。加えて、ウォーキング講座を継続して開催し、地域住民のフレイル予防につながる体制づくりを引き続き推進していきます。

<在宅医療・介護連携推進事業>

項目	内容
・住民への周知啓発 ・医療・介護の関係機関との連携	【住民への周知啓発】「ACP（人生会議）」の周知が進むよう、研修の実施を計画します。研修では、人生会議に関する理解を深めるための講話を行うとともに、「もしばなゲーム」の体験を通して自身の価値観を見つめ直す機会を提供します。これにより、自身の生き方や大切にしていることについて、身近な人と話し合うきっかけづくりを進めていきます。 【医療・介護の関係機関との連携】医療機関や訪問看護事業所、介護保険サービス事業所と協働し、事例検討会や地域住民向けの会を開催することで、関係機関同士の理解を深め、連携の強化を図ります。これにより、支援の質の向上とともに、地域全体で支え合える体制づくりを推進していきます。

<認知症総合事支援業>

項目	内容
・住民への普及啓発 ・認知症地域支援員を中心とした支援活動	【認知症地域支援員を中心とした支援活動】「認知症家族交流会」については、令和7年度末のアンケートで好評であった“思いを話す時間”および“リフレッシュ体操”を取り入れ、継続して実施します。また、チームオレンジ（キャラバンメイト）と連携し、認知症サポーター養成講座を開催することで、地域全体で認知症の方を支える理解と支援の輪を広げていきます。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【 地域力を繋ぐ支援で『チーム豊岡作り』 】

<総合相談支援業務>

項目	内容
・ 総合相談	・ 地域住民にとって包括がより身近な相談機関となれるように、包括の PR を継続していく。相談に対しては適切な対応を行うとともに、ワンストップ相談窓口としての役割も果たせるように、日頃より職員のスキルアップ、各関係機関との連携強化を図る。
・ 実態把握	・ 市の一体化学業からの未受診者の実態把握を行い、個別課題や地域課題を明確にしていく。実態把握の中から支援の必要な高齢者に対応をしていく。
・ 地域包括支援ネットワーク	・ 民児協議会や福祉委員会、地区社協定例会などへの定期的な参加や、サロンなどへの出前講座で地域に出向く機会を多く作る。そこでの地域住民や関係者などとの関わりから個別課題や地域課題の解決に向け、連携して取り組むネットワークを構築する。

<権利擁護業務>

項目	内容
・ 成年後見制度の活用	・ 磐田市成年後見センターと連携し、地域住民への制度の周知、利用促進に努める。民生委員、ケアマネジャー等の支援者にも制度についての理解を促し、制度が必要な方へ早期に周知され、利用支援が始められるようにする。
・ 虐待防止及び困難事例等への対応	・ 市の虐待対応実務者マニュアルに基づき、迅速な状況把握を行い、市と連携し、終結を意識した対応を行う。虐待防止・早期発見のため、関係機関との会議等に定期的に参加し、啓発や関係作りに努める。困難事例においても関係機関との連携を密にして早期解決を意識して対応する。
・ 消費者被害の防止	・ 出前講座などで、地域住民に対して具体的な詐欺事例や対策などを伝えるなどの注意喚起を行う。消費生活センターや警察などと情報共有を行い、被害が疑われた際は早期に通報や連携を行う。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
・ 医療関係者との連携体制構築	・ 豊岡地区の医療機関に包括のチラシを配布し啓発と連携を図る。 フォーラムや出前講座などに地域の医師やリハ職等の医療関係者に協力して頂き、連携強化を図る。
・ 介護支援専門員に対する支援	・ ケアマネに地域ケア会議の活用を促し、個別課題へのケアマネジメント支援、多職種や各関係機関とのネットワーク構築支援などをしていく。
・ 支援困難事例等への助言指導	・ ケアマネが抱える複合問題などの支援困難事例に対して、適切な社会資源や会議等に繋がるようなアドバイスが行えるように、事業所内外の勉強会や研修等の学びを通じて相談支援機能としての充実を図る。
・ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	・ 圏域内の主任介護支援専門員と協働し、豊岡ケアマネ会を 2 か月ごとに開催。事例検討会や勉強会を企画開催し、ケアマネの資質向上や相互関係の強化などを図る。勉強会では圏域内の医師、民生委員、社協、サービス事業者のみならず、市内外の他の相談機関等との関係構築が図れる内容を企画開催する。

別添様式 9

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
・要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	・多職種連携会議の実施に協力するとともに、包括内で1名以上参加できるように努め、自立支援について関係者間での共通理解を通して、すべての利用者が本人らしい暮らしを送れるように支援する。 ・（新）介護予防ケアマネジメントの手引きを理解し、地域リハビリ活動支援事業・短期集中予防事業（サービス・活動C）を有効活用し、自立に向けた支援を行う。 ・フォーラムや出前講座を通じて、地域住民にフレイル予防の啓発や、地域リハビリ活動支援事業・短期集中予防事業（サービス・活動C）の紹介を行う。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
・住民への周知啓発	・フレイルやそこから引き起こされる疾患の理解、市のフレイル予防事業の周知啓発を図ることで、自らで予防活動に取り組み、要介護状態への移行をできるだけ遅らせることができるようにする。また、通いの場（自主グループ活動、まろん倶楽部など）の活動支援・仲間づくりを通し、孤立防止を図り、身体面だけでなく社会的フレイルも予防し、安心して地域で暮らし続けることができるよう、医療機関も含めた他機関と連携し支援していく。
・医療・介護の関係機関との連携	・豊岡地域内の介護保険施設の種類・役割・サービス内容・費用負担等に関する正確で分かりやすい情報を提供することで、身体状況や希望に応じた適切な施設・サービスの選択ができるよう支援する。また、介護者同士の交流を深め、早期からの相談・支援体制につなげられるよう関係機関との連携を図る。 ・医療機関と協同して出前講座やフォーラムを開催することで、地域住民に地域の医療機関を身近に感じてもらい、相談しやすい体制作りを図る。

＜認知症総合事業支援業＞

項目	内容
・住民への普及啓発	・豊岡地区内の介護施設2か所（白梅豊岡ケアホーム及び梅香の里）に参画頂き、年6回認知症カフェを開催。認知症当事者、ご家族、地域住民に認知症についての情報を得られ易く、認知症の理解や共生に関しての普及啓発を図る。 ・フォーラムではリハビリ専門職の目線から認知症やその予防方法を紹介。また当事者やデイでの取り組みを紹介するなどをして、地域住民に認知症予防と共生についての啓発をする。
・認知症地域支援員を中心とした支援活動	・昨年度より新たに加わったキャラバンメイと共にカフェやフォーラムを開催する。キャラバンメイや認知症サポーターが地域に増えるように地域住民や関係機関に働きかけていく。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

理念・目標【必要な人に必要な支援が届き、本人の望む暮らしがかなう地域づくり】

今年度のテーマ【ケースの課題の背景をとらえ、解決のための支援を見通し、終結を意識し対応する】

<総合相談支援業務>

総合相談	多種多様な相談に対し、一旦話を聞き、相談内容を整理する。訴えのみを聞くのではなく、相談の背景や本人や相談者の力を聞き取り、必要な支援を適切な関わりの程度を意識しおこなう。強みを生かしていくことが自立支援につながる。関係機関と連携し、ネットワークの中で課題解決を図る。朝の申し送りや毎月のミーティングで情報共有・検討を行い、チームで方針を決め支援する。今年度は土日の相談ニーズを勘案し、研修会と同日に出張相談を開催する。
実態把握	「支援が必要な人を発見し、個別・地域の課題やニーズを把握すること」を各職員が意識し取り組む。戸別訪問し、実態を把握できないケースは市と相談し対応を検討する。訪問では、支援の必要性や今後の継続訪問の必要性を判断し、フレイル状態の対象者には地域リハビリテーション事業を活用する視点を持ち、改善・自立を目指すアプローチに繋げる支援を行う。

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	必要な人に支援が届き、本人の意思や生活を守る体制を構築し、地域で安心して生活を行うことができるように成年後見センターや関係機関と連携し、制度利用の支援を行う。 7包括合同でリーシャル会・後見カフェを開催し、関係機関との連携を強化し、権利擁護ネットワークの構築を図り、制度利用の支援や連携をスムーズに行えるように努めていく。
虐待防止及び困難事例対応	虐待防止について、現状の課題や虐待に至った経緯など状況の把握や整理を行い常に終結を意識し関係機関や市と情報共有し、連携しながら迅速に対応ができるように行う。 困難事例は、複雑・重層的な課題を抱えているケースがあるため他機関と連携を図り必要なサービスや支援方針を検討し対応を行う。
消費者被害防止	毎年発行している啓発チラシ（ホットレター）を今年度も作成し、防犯協会や消費生活センターと連携し、最近の被害状況や予防策などを把握し、詐欺被害予防・啓発となるように住民に周知していく。把握した情報を民生委員・ケアマネ・サロン・出前講座などで情報提供し被害防止に努める。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	課題が多様化・複雑化し、地域の様々な資源や他分野の機関との連携が必要なケースが増えている。日頃の業務の中で様々な機関と連携・ネットワークを構築し、支援に活かせるようにする。毎月のミーティングや朝礼等で、地域ケア会議の必要性を検討・実施し、ネットワーク構築・ケアマネ支援を行う。
介護支援専門員に対する支援	ケアマネ会研修のアンケートから、ソーシャルワークの展開を課題に感じるケアマネが多い。見えている事象や訴えにとらわれず、ケースの整理ができ、ケアマネ自身の気づきを促し、主体的に支援を実践していけるようサポートする。昨年度の内容をステップアップした相談援助技術の研修を 7 包括合同で実施する。

別添様式 9

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

介護予防ケアマネジメント	新規の要支援者、事業対象者は注意する疾患のある方を除き、地域リハビリテーション事業につなげる。リハ職と共にアセスメントをおこない、課題、改善可能性を見極め、自立支援を意識し、本人が望む暮らしがかなうよう支援する。本人の強みを生かし、SC と連携して、暮らし全般を本人がマネジメントできるよう働きかけていく。
介護予防の取り組み	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、住民一人一人が介護予防の意識を高め地域で取り組んでいけるよう、包括は中核機関として、積極的に地域に出向き、医療・介護・住民との連携を強化・拡大し、介護予防の普及・啓発活動を推進していく。

＜認知症総合事支援業＞

住民への周知啓発	・認知症サポーター養成講座を 2 回実施する。豊田地区の市民キャラバンメイトと共働し、市民に分かりやすい講座のプログラム化を目指す。 ・認知症講演会を実施する。磐田市での認知症医療体制の現状を学び、認知症の問題となる症状へどうアプローチできるか、福田西病院より講義をおこなう。
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	・9 月に「にこっと」にて認知症啓発展示を行う。多世代が集う場所であるため、より若い世代に認知症を知ってもらう機会として PR していく。 ・認知症当事者の会「陽だまりカフェ」を年 3 回実施し、本人自身のできる事や強みを活かして本人の想いや気持ちが語れる場・居場所となるように運営する。 ・「オレンジカフェ」を年 3 回実施し、認知症当事者や家族、地域の人や専門職の交流の場や居場所となるように運営する。 ・「菜の花の会」と共働で、家族介護者同士のピュアな関係からお互いに力を得る場として、家族介護者交流会「ミモザの会」を年 3 回実施する。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

住民への普及啓発	・市が実施する ACP の講演会より学び、地域住民が自分事として考えていくためにはどのように働きかけていくか検討する。 ・住民が知識を得て考えていけるよう、豊田みんなでつながり隊の協力の元、「ほぼ在宅・ときどき入院」をテーマに講演をおこない、希望者には施設見学を行う。 ・サロン銀杏の郷、原新田サロンにて「夏の体調管理について」の出前講座を行い、在宅での介護予防、日常生活の留意点の普及啓発をする。
医療・介護の関係機関との連携	・「豊田みんなでつながり隊」にて、事業所間連携がより進むよう年 2 回研修・意見交換会を実施。地域懇談会への参加等、専門職と共に地域づくりに参画する。 ・「菜の花の会」にて、居宅介護支援事業所が主体となり、ケアマネジメント力の向上を目的とした勉強会・意見交換会を実施する。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【気づく・つなぐ・支える竜洋支援のかたち】

～専門職と地域が協働し、誰一人取り残さないまちへ～

<総合相談支援業務>

項目	内容
総合相談	高齢者一人ひとりの状況に応じて、丁寧かつ迅速に対応し、本人の意向を尊重した支援につなげる。複合的な課題を抱える世帯に対しては、断らない相談支援を基本とし、関係機関と連携した分野横断的かつ重層的な支援を行う。また、地域の活動等にも積極的に出向き、課題の早期発見・早期対応につなげるとともに、継続的な支援体制を構築する。
実態把握	支援が必要な高齢者・世帯への訪問による早期把握を実施する。未相談・未受診の高齢者や閉じこもりがちな方等に対し、地域に出向き生活状況を把握する。把握した課題については関係機関と連携し、適切な支援につなげるとともに継続的な支援体制を構築する。
地域包括支援ネットワーク	包括内 3 職種の情報共有を密に行い、地域住民、民生委員、医療・介護・福祉関係機関との連携を強化して、地域全体で支える体制を構築する。圏域の多職種連携会等を活用し、地域の課題共有と解決に向けた協働を推進する。個別課題、地域課題を整理し、関係機関と連携して対応する。

<権利擁護業務>

項目	内容
成年後見制度の活用	個々の状況や課題に沿った総合的な支援を検討しながら、制度を必要とする方が活用できるよう、関係機関と連携し支援を行う。また後見人等が決定したら終わりではなく、その後の生活を支えるために、本人や成年後見人等を中心としたチーム支援の構築を図る。中核機関と連携し、市全体の権利擁護推進のため積極的に活動する。今年度は特に、竜洋地区での市民後見人の養成が進むよう協力する。本人の権利を守りながら支援することを意識し、成年後見制度だけではなく他の支援制度も職員自身が積極的に学び紹介できるように心がける。
虐待防止及び困難事例等への対応	複合的な課題（生活困窮、ヤングケアラーなど）を抱えた事例の早期発見を心がけ、子供若者家庭センター、くらしと仕事相談センター、南部障害者相談支援センター、行政各課、医療機関、弁護士や司法書士、介護保険事業所、民生委員など協力機関と連携してチーム支援を行う。虐待については相談しやすい包括を目指し、悪化する前に相談してもらえるように心がける。虐待となってしまう背景に何があるかということに着目して支援し、終結を意識した対応を行う。
消費者被害の防止	地域での消費者被害の実態を把握（東西北地区の民生委員からの情報収集、個別訪問やケアマネジャーなど関係者からの聞き取り等）し、効果的な注意喚起等の啓発活動を行う。スマートフォン教室の参加者へのインターネット上取引にまつわるトラブルや被害防止について啓発活動を行う。消費生活センターと連携し、被害相談をつなぎ、地域での被害傾向等を共有する。

< 包括的・継続的ケアマネジメント業務 >

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	医療・介護・福祉関係機関との連携を強化し、在宅生活を支える切れ目のない支援体制を構築する。多職種間の連携を活用し、個人ケースの共有や地域課題の把握を行い、支援の質の向上につなげる。また、在宅医療やACP（人生会議）の理解促進に向け、住民や関係機関への普及啓発を行う。
介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上と孤立防止を目的に事例検討会や情報共有の場を設ける。日常的な相談対応や同行支援を通じて、実践的なケアマネジメント力の向上を図る。介護支援専門員同士のつながりを強化し、地域全体の支援向上につなげる。
支援困難事例等への助言指導	複合的課題を抱える困難事例に対し、介護支援専門員とともに支援方針の整理や助言を行う。必要に応じて同行訪問や関係機関との調整を行い、支援体制の構築を図る。多職種と連携し、個別課題・地域課題の共有をし解決に向けた支援を行う。
居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	主任介護支援専門員と連携し、地域における介護支援専門員への支援体制の強化を図る。事例検討会や連携会議を通じて、地域課題の共有と対応力向上を推進する。顔の見える関係づくりを推進し、横のつながりを強化することで地域全体の支援力向上につなげる。

< 介護予防ケアマネジメント業務 >

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	本人の意思を尊重し、自立支援の視点に基づいたケアマネジメントを行う。通いの場やサロンと連携し、社会参加の促進と生活機能の維持・向上を図る。地域リハビリテーション資源を活用し、継続的な支援につなげる。

< 在宅医療・介護連携推進事業 >

項目	内容
住民への周知啓発	在宅医療・介護の理解を深めるため、住民向け講座やサロン活動を通じた普及啓発を行う。ACP（人生会議）についての周知を深め、意思決定支援の重要性を伝える。地域住民が安心して暮らせる支援体制の理解促進を図る。
医療・介護の関係機関との連携	医療・介護・福祉関係機関との連携体制を強化し、在宅療養を支える体制づくりを進める。多職種連携を通じて地域課題の共有と解決に取り組む。退院支援や在宅移行支援における連携強化を図る。

< 認知症総合支援事業 >

項目	内容
住民への普及啓発	認知症に対する正しい理解の普及を目的に、認知症サポーター養成講座を実施する。地域住民が認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをする。竜洋地区キャラバンメイトを中心に養成講座が開催できる竜洋チームを作る。
認知症地域支援員を中心とした支援活動	認知症推進員を中心に、地域資源の把握と活用を行い、本人や家族の状況に応じた支援につなげる。サロンや通いの場と連携し、認知症の人や家族が地域の中で役割を持ち、安心して参加し続けられる環境づくりを推進する。また、地域住民への理解促進や地域で互いに見守り合える関係づくりを進め、c1 地域全体で支える環境の充実を図る。

令和 8 年度 地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【地域住民が取り組みやすい介護予防の実践】

<総合相談支援業務>

項目	内容
・総合相談 ・実態把握 ・地域包括支援ネットワーク	十分なアセスメントと支援の振り返りの実践 ・個別課題や地域課題の早期解決に向けて、行政や他機関と連携し迅速にかつ丁寧に対応する。支援方針や支援内容をその都度協議し、支援の振り返りと新たな支援内容を検討する。

<権利擁護業務>

項目	内容
・成年後見制度の活用 ・虐待防止及び困難事例等への対応 ・消費者被害の防止	制度の周知と情報発信による理解の促進 成年後見制度や消費者被害防止について認知症カフェ等直接住民と接する場で周知や情報共有を図り、制度の理解や被害防止につなげる。 虐待の早期発見とチーム支援による困難事例対応 虐待を初期の段階で把握できるように情報共有を密にし、また、圏域内の事業所と協働で講座等を開催して予防に努める。 困難事例はワンチームで支援を行うために他機関との連携を強化する。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
・医療関係者との連携体制構築 ・介護支援専門員に対する支援 ・支援困難事例等への助言指導 ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	住民同士の助け合いによる互助の推進 ・地域の医療機関と介護事業所との連携を強化し、在宅生活が継続できるよう支援する。また住民同士の助け合いによる互助が推進されるよう生活支援コーディネーターと連携する。 ・支援困難事例については、重層的な支援体制のもと各関係機関の強みを活かした支援に努める。 ・主任介護支援専門員と協働し、介護支援専門員の資質向上のための研修会を定期的に開催する。

<介護予防ケアマネジメント業務>

項目	内容
・要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	地域住民が取り組みやすい介護予防の実践 ・要支援者や事業対象者が自立した生活を続けられるように、地域リハビリテーション活動支援事業や短期集中予防事業を活用し、フレイル状態からの回復を支援する。 ・ご本人の意思を尊重し、生きがいや楽しみを見つけられるように生活支援コーディネーター等と連携しながら地域の社会資源の活用につなげていく。

<在宅医療・介護連携推進事業>

項目	内容
・住民への周知啓発 ・医療・介護の関係機関との連携	人生の最終段階への備え 自分らしい人生の最終段階を選択するために、今後必要な医療と介護の情報を発信する。また大切な人がいざという時に困らないように人生会議の必要性を啓発する。

別添様式 9

< 認知症総合事業支援業 >

項目	内容
・ 住民への普及啓発 ・ 認知症地域支援員を中心とした支援活動	正しい認知症の理解と行動化 ・ 新しい認知症観の正しい理解とそれに基づいた行動がとれるように、認知症フォーラムや認知症サポーター養成講座等で普及啓発を行っていく。 認知症の早期発見、発症を遅らせ進行をゆるやかにするポイントについて、生活習慣病の予防や運動に焦点を当て、実際に実践できるように努める。 キャラバンメイトとの協働 ・ キャラバンメイトとの連絡会を開催し連携を強化するとともに、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、認知症月間での啓発活動等を協働する。

令和8年度 城山・向陽地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	36,822,000
介護予防支援費	5,224,000
介護予防ケアマネジメント費	13,435,000
合 計	55,481,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	34,504,000	30,639,000	3,865,000	職員の賃金（通勤費等手当を含む）・賞与
共済費	4,950,000	4,405,000	545,000	社会保険・雇用保険等
報償費	10,000	7,000	3,000	講師などへの謝礼
旅費	15,000	12,000	3,000	出張のための交通費等
消耗品費	130,000	110,000	20,000	事務消耗品等
燃料費	350,000	300,000	50,000	ガソリン代等
食糧費	10,000	8,000	2,000	各種カフェ運営費等
印刷製本費	235,000	200,000	35,000	外注印刷・コピー等
光熱水費	25,000	21,000	4,000	電器・ガス・水道代
修繕料	30,000	30,000	0	自動車車検時修繕・その他修繕
通信運搬費	450,000	385,000	65,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	75,000	75,000	0	保険
委託料	13,997,000	30,000	13,967,000	ケアプラン作成委託料・保守点検
使用料及び賃借料	450,000	385,000	65,000	リース料・駐車場賃借料等
備品購入費	50,000	50,000	0	備品
負担金等	80,000	60,000	20,000	研修負担金・協会等会費
公課費	30,000	30,000	0	自動車税等
その他経費	90,000	75,000	15,000	上記以外の経費
合計	55,481,000	36,822,000	18,659,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和8年度 中部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	31,513,000
介護予防支援費	10,000,000
介護予防ケアマネジメント費	4,000,000
合 計	45,513,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	27,500,000	24,500,000	3,000,000	
共済費	4,665,000	4,165,000	500,000	
報償費	10,000	10,000	0	
旅費	8,000	6,000	2,000	
消耗品費	105,000	100,000	5,000	
燃料費	90,000	70,000	20,000	
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	280,000	250,000	30,000	
光熱水費	140,000	130,000	10,000	
修繕料	90,000	80,000	10,000	
通信運搬費	700,000	650,000	50,000	
保険料	25,000	12,000	13,000	
委託料	10,300,000	0	10,300,000	
使用料及び賃借料	800,000	750,000	50,000	
備品購入費	200,000	200,000	0	
負担金等	80,000	70,000	10,000	
公課費	0	0	0	
その他経費	520,000	520,000		
合計	45,513,000	31,513,000	14,000,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和8年度 南部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,895,000
介護予防支援費	5,733,000
介護予防ケアマネジメント費	2,915,000
合 計	29,543,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	18,371,000	16,426,000	1,945,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,392,000	3,032,000	360,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	
旅費	298,000	267,000	31,000	出張、研修の為の交通費等
消耗品費	66,000	59,000	7,000	衛生物品、事務用品他
燃料費	0	0	0	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	96,000	86,000	10,000	印刷代、コピー用紙代
光熱水費	180,000	160,000	20,000	
修繕料	20,000	18,000	2,000	修理代
通信運搬費	234,000	209,000	25,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	120,000	107,000	13,000	賠償保険、車両保険他
委託料	6,357,000	164,000	6,193,000	ケアプラン作成委託料・清掃委託料他
使用料及び賃借料	48,000	43,000	5,000	駐車場賃借料他
備品購入費	0	0	0	
負担金等	13,000	12,000	1,000	協会等会費他
公課費	251,000	225,000	26,000	税金等
その他経費	97,000	87,000	10,000	上記以外の経費
合 計	29,543,000	20,895,000	8,648,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和8年度 豊岡地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,795,000
介護予防支援費	2,306,956
介護予防ケアマネジメント費	4,504,920
合 計	27,606,876

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	19,234,288	17,310,860	1,923,428	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	2,855,110	2,569,601	285,509	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	講師などへの謝礼
旅費	0	0	0	出張のための交通費等
消耗品費	0	0	0	
燃料費	144,000	128,160	15,840	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	240,000	213,600	26,400	印刷（コピー）
光熱水費	69,632	61,973	7,659	
修繕料	0	0	0	修繕（自動車車検）
通信運搬費	360,000	320,400	39,600	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	6,871	6,116	755	
委託料	4,368,152	0	4,368,152	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	69,816	62,137	7,679	リース料
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	40,000	35,600	4,400	研修の負担金、協会等会費
公課費	43,400	38,626	4,774	税金等
その他経費	175,607	47,927	127,680	上記以外の経費
合計	27,606,876	20,795,000	6,811,876	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和8年度 豊田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	31,413,000
介護予防支援費	10,500,000
介護予防ケアマネジメント費	3,643,000
合 計	45,556,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	27,500,000	24,750,000	2,750,000	
共済費	4,150,000	3,735,000	415,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0			
旅費	50,000	44,000	6,000	出張のための交通費等
消耗品費	102,000	91,800	10,200	
燃料費	123,000	110,700	12,300	ガソリン代等
食糧費	10,000	10,000		
印刷製本費	200,000	180,000	20,000	印刷（コピー）
光熱水費	103,000	92,700	10,300	
修繕料	190,000	171,000	19,000	修繕（自動車車検）
通信運搬費	500,000	450,000	50,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	131,000	117,900	13,100	
委託料	10,400,000		10,400,000	
使用料及び賃借料	0			
備品購入費	1,000,000	900,000	100,000	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	6,000	6,000		研修の負担金・協会等会費
公課費	41,000	36,900	4,100	税金等
その他経費	1,050,000	717,000	333,000	上記以外の経費
合 計	45,556,000	31,413,000	14,143,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和8年度 竜洋地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,895,000
介護予防支援費	6,275,000
介護予防ケアマネジメント費	1,825,000
合 計	28,995,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	17,080,000	15,028,000	2,052,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,635,000	3,325,500	309,500	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	
旅費	10,000	9,000	1,000	出張のための交通費等
消耗品費	220,000	198,000	22,000	事務用品・衛生物品等
燃料費	200,000	180,000	20,000	ガソリン代
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	250,000	225,000	25,000	複合機のカウンタ料等
光熱水費	100,000	90,000	10,000	支所の面積案分による
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	450,000	405,000	45,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	140,000	140,000		車両任意保険・賠償責任保険
委託料	5,800,000	300,000	5,500,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	280,000	252,000	28,000	リース代
備品購入費	0	0	0	
負担金等	160,000	144,000	16,000	研修の負担金・協会等会費
公課費	70,000	63,000	7,000	税金等
その他経費	600,000	535,500	64,500	上記以外の経費
合計	28,995,000	20,895,000	8,100,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和8年度 福田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,895,000
介護予防支援費	6,543,000
介護予防ケアマネジメント費	2,932,000
法人繰入金	6,522,000
合 計	36,892,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	23,812,000	16,194,000	7,618,000	
共済費	4,103,000	2,872,000	1,231,000	
報償費	16,000	11,000	5,000	
旅費	82,000	57,000	25,000	
消耗品費	175,000	122,000	53,000	
燃料費	137,000	96,000	41,000	
食糧費	40,000	28,000	12,000	
印刷製本費	27,000	19,000	8,000	
光熱水費	200,000	140,000	60,000	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	434,000	304,000	130,000	
保険料	6,000	4,000	2,000	
委託料	6,362,000	0	6,362,000	
使用料及び賃借料	1,355,000	948,000	407,000	
備品購入費	0	0	0	
負担金等	3,000	2,000	1,000	
公課費	0	0	0	
その他経費	140,000	98,000	42,000	
合 計	36,892,000	20,895,000	15,997,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。